

文教委員会記録

- 1 期 日 平成20年12月3日（水）
- 2 場 所 第4委員会室
- 3 出席委員 委員長 緒方直之
副委員長 安井裕典
委 員 佐藤一直、柴崎美智子、岩下智伸、安木和男、富永健三、
石橋良三、犬童英徳、山木靖雄、松浦幸男
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席説明員

[教育委員会]

教育長、教育次長、管理部長、総務課長、教育政策室長、法務室長、教職員課長、施設課長、健康福利課長、教育部長、学校経営課長、指導第一課長、指導第二課長、特別支援教育室長、指導第三課長、生涯学習部長、生涯学習課長、文化課長、スポーツ振興課長

[環境県民局]

学事課長

6 報告事項

- (1) 平成20年広島県議会12月定例会提案見込事項等
- (2) 平成20年広島県議会12月定例会提案見込事項
- (3) 小規模校における入学状況等の情報の提供について

7 会議の概要

- (1) 開会 午前10時33分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 質疑・応答

○質疑（岩下委員） 9月の文教委員会でお話が出たと思うのですが、全国学力・学習状況調査に関して県は公表するつもりはない、ただ、各市町教育委員会の自主性に任せるといってお話だったと思うのですがけれども、先週も新聞等でいろいろと全国状況等の報道がございました。それで、広島県内のいろいろな教育委員会ですとか学校のホームページを見てみますと、公表されているところもありますし、されていないところもあるし、それから去年公表されていて、まだことしは公表されていないといったところもあるようです。そういった状況を見られて教育委員会としてはどのように感じられているか、感想をお聞きしたいと思います。

○答弁（指導第一課長） 今御指摘にありましたように、全国学力・学習状況調査結果の市町の公表につきましては、各市町の状況に応じて保護者、地域住民に対して説明責任を果たすということを踏まえて、市町教育委員会の判断で行うということになっております。

今あったのは恐らくホームページ上のことだと思うのですが、私たちが各市町に昨年度と本年度の様子をいろいろ聞いてみましたところ、議会であるとか教育委員会会議、あるいは広報紙、それから今ありましたホームページなど、何らかの機会や方法を通じてすべて公表しているというふうに伺っております。こういった説明責任を果たすとともに、正答率のみならず、ではどう改善していくのかということをしきりと明確に説明している点は評価できるというふうに考えております。

○要望（岩下委員） 今後、公表のやり方等についてはPTAですとか地域の方の御意見もいろいろあると思いますので、そういったことを参考にされて、より改善していただけるようお願いしたいと思います。

○質疑（安木委員） 先般、廿日市市のくすのき幼稚園の滑り台で、20日に3歳の女の子の事故がありまして29日に亡くなられたということで、御冥福をお祈りしたいと思います。

国土交通省から遊具点検の通知を県が10月20日に受け取ったが、1カ月放置していたという報道が大々的になされていました。公立の幼稚園や学校には県の教育委員会が10月に伝達をしていた。しかし、412の私立幼稚園と私立小中学校には周知されていなかったというようなことも出ておまして、国の通知直後に徹底していたら全施設で直ちに対策が打たれたかどうか、そして事故が防げたかどうか、何とも言えないようにも思うのですけれども、対策が打たれていれば事故が防げた可能性は高いと思うわけです。事故というのはあるものだという思いもあるのですけれども、そのように考えると残念な事故であったように思います。このことについて、今後の対応を一応お聞きしておきたいと思います。

○答弁（学事課長） まず、経緯の方から御説明いたします。国土交通省が都市公園における遊具の安全確保に関する指針を改定したのを受けまして、文部科学省から10月20日に県に対して、学校に設置されている遊具の事故防止対策にこの指針を活用していただきたいという文書が参りました。ところが、通常こうした文書は1週間、遅くても2週間以内に発するようになっているわけですが、1カ月後になってしまったということがございます。通知がおくれたことについては反省をしております。今後、文書の処理のチェックを十分に行っていきまして再発しないようにしたいと思っております。

それから、今後のことにつきましてですが、実は警察の現場検証が22日に行われまして、その後、警察の対応を待って改善の通知を出そうかというふうにも考えていたのですが、やはりそれを待っていたのでは少し対応が遅くなるのではないかと、まず滑り台の設置状況の調査につきまして11月25日付で調査依頼しております。それで、12月5日までに報告していただくようになっております。調査の内容は、滑り台があるのかないのか、いつ設置されたのか、それから問題となりました、滑り台に突起とか引っかかるようなものがあるのかどうか、それからある場合にどのような対策をしているのかというような質問でございます。この調

査の結果を受けまして、滑り台の構造上の突起の改善、あるいは昼の休憩時間に事故が起きたわけですが、遊び時間の教諭の監視態勢の問題、それから事故にならないような服装の問題、この3点について改めて改善の指導通知を出したいということで今検討しているところでございます。

- 要望・質疑（安木委員） 確かに事故というのはどのような形で起きるかわからないということで、よくデパートでエスカレーターに引っかかってしまったなどの事故が起きてみて、ああ、こういうことが起きるのだということがあったりするということで判断も難しく、多岐にわたることかもしれませんけれども、ぜひよろしく願いいたします。

次の質問ですが、質問しようかと思っていたら、きょうの新聞に公立高校入試の面接や実技について採点基準の明確化ということで、県教委が各学校を指導されたということが出ておりましたので、それで一つの答えが書かれているように思ったのですが、次のような質問をしようかと思っておりました。

それは先日、少子化・人づくり対策特別委員会で神奈川の方に行ったのですが、そのとき神奈川新聞に、神奈川県立神田高校のことがちょうど出ておりました、このことについて県教委の御所見をお聞きしようと思っておりました。その内容は御存じかと思うのですが、神田高校について言うと、ここ数年間、神田高校の入学試験で本来なら筆記試験で合格している受験生22人が受験時の服装などの乱れを理由に不合格にされた問題で、神奈川県教委は本人に謝罪するとともに、校長を更迭ともとれる人事異動をしたという記事でございました。また、不合格とされた生徒の保護者からも、あのとき筆記試験を通過していたのだから、もし入学できていたら、我が子ももっと違った人生を歩んでいたという悔しい心情が述べられていたというような記事でございました。

広島県の県立高校で入学試験において筆記試験の結果とは別に中学校からの内申書も検討されると思うのですが、受験時の服装の乱れや態度などの面接的な要素も合否判定に考慮されているのかどうか、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

- 答弁（指導第二課長） 高等学校の合否の決定でございますけれども、各高等学校の課程、学科等の特色に配慮しつつ学力検査や調査書などの判定資料に基づき能力あるいは適性、進学意欲などを校長が総合的に判断しております。総合的にということですが、例えば面接を行った際には、その意欲であるとか動機であるとか、あるいは人柄であるとか、あるいは当然服装や態度ということ等も加味するということは行っております。

- 質疑（安木委員） きょうの新聞でもそのような加味する部分の採点基準の明確化ということがちょっと出ているのですが、どのようにされるのでしょうか。

- 答弁（指導第二課長） 今回、面接であるとか実技の評価項目あるいは配点というものをご考慮したわけでありまして、いわゆるこれは選抜Ⅱと申しまして一般入試で

ございます。一般入試につきましては、いわゆる学力検査でございまして、学力検査あるいは調査書に記述してある中学校時代の状況等を踏まえて校長が総合的に判断するものでございます。

ただ、これに加えて各校長の判断によって受験者全員面接と実技検査を行うことができるとなっております。したがって、こういった受験者全員面接あるいは実技検査を行う場合には、合否判定の基準というものをより一層明確にしようということによって今回各校が配点等を公表するよにということを示したものでございます。

○質疑（安木委員） 今、神田高校では、通っていたはずだけれども、服装等が悪かったために落とされたということで、御本人に今からでも入学されるのであればぜひ入ってくださいとの連絡をされたということが出ておりました。広島県の場合は、新聞によると保護者から指摘されて後日合格にしたというような内容でございました。

ただ、この新聞を読んでいて、これは神奈川の新聞ですけれども、このように入学できるところを不合格にされていたということとは別の角度から記事が出ておりました。それは、神奈川県教委が校長を更迭して、合格した方に対してお詫びしたというのに対して、そういう神奈川県教委のやり方について1,300件を超える意見が寄せられたと出ておりました。そのうちの9割が、風紀の乱れを事前に守ろうとした校長がなぜ解任されるのかという県教委への苦情が大部分だったということでございました。そして、その校長を戻してくれという、人事撤回を求める生徒や保護者からの嘆願書が出て、署名活動もしているというようなことが出ておりました。調べてみると、神田高校というのはもう大変に荒れた高校で、350人ぐらいの生徒数だけれども、高校中退者が毎年100人ぐらい出る。数年前までは校内に飲食物が散乱して、また喫煙とかいじめ、暴力、教師に対してもですけれども、また盗難などが絶えずあって、近所の公民館とかコンビニにも神田高生の立入禁止という張り紙も出ている。そのぐらいの状況であったということで、そこに今回更迭された校長が教頭として来てから神田高校の立て直しに必死で取り組んできて、見る見るよくなってきたという、そのために多くの生徒とか保護者が県教委のとった校長の人事異動に対して非常にたくさん苦情を寄せているという内容だったのです。

それで、先般文教委員会の県外調査に行った際も、東京都立足立東高校では神田高校と同じような状況の中で、校長先生が大変な忍耐と熱意で立て直しに取り組んでおられる状況をお聞きいたしまして、大変頭の下がる思いだったのですが、このような両面のある中で県教委としてはどのように校長を支え、また学校を支え、生徒を支えていくのか、御所見を教育長にお聞きしたいと思います。

○答弁（教育長） 県教育委員会が設置している県立高等学校については、基本的には子供たちの将来の芽を摘むことのないように、可能性を常に育てていくということが教育の原点ではないかと思っております。

その際、どのように合格者を決定していくかということは、先ほど指導第二課長

も説明しましたように、学力検査、中学校3年間の調査報告書、さらには今般、出されております面接試験、実技試験、これらを総合的に判断するわけですが、総合的に判断する中で、受験当日の状況等も踏まえて、これはまさに加点していく中で判断をするべきであろうと思っております。ですから、これを全面的に排除するものでもございませんし、ことごとございました広島県の状況で言いますと、それだけで判断するのもおかしいものであるというふうに考えております。基本的にはやはり我々は子供の将来をはぐくんでいくということを出発点にしながら、そうは言ってもボーダーラインで微妙な部分で総合的に判断したときに、入ったときにこれはどうかというのは当然あってしかるべきではないかと考えております。

○意見（安木委員） 子供の将来を考えた場合に、なかなか判断の難しい問題だと思います。また、本当に大部分の方がまじめに学んでいる中で、申しわけないですけども、1人の非常に問題のある生徒が入ったために校内が大変な状態になるということも現実であり得る問題であろうと思えます。けれども、その方が更生していくということもまたあるというふうに思えます。面接等の採点基準の明確化という形で打ち出されているのが報道で出たわけですけども、いい方向ではないかと思つた次第です。

○質疑（犬童委員） 先ほど3学級以下の小規模校の説明をいただいて、従来2学級、1学級のところを統廃合の対象として検討していくということになっていたと思うのですが、3学級まで公表するということは、3学級以下ということに県教委としては基準を変えたのかどうか。私の誤解があるかもしれませんが、見解がありますか。

○答弁（学校経営課長） 対象校の考え方でですけども、まず結論から申しましたら従来と考え方は変えておりません。

現実には再編整備基本計画の中で、まず高等学校としての適正な望まれる規模は4～8学級だということで、全国状況等を踏まえまして、そういう整理をしております。その中で、それ以下の学校というのは可能であれば統廃合等をしながら解消していきたいという思いは以前からございます。現実には本県の場合は、いろいろな遠隔地で1学級が多くございまして、そういった中で現実にはこれまでも統廃合してきた中では1学級が中心であったということは間違いございませんけれども、適正規模の観点からすれば3学級以内というのがその対象であるということで、そういう基本計画の考え方を踏まえた中で整備をしていくということでもあります。ですから、直ちにそれを再編成するということは、また別の問題でございます。

○質疑（犬童委員） 従来は2学級以下を統廃合するというものではなかったですか。

○答弁（学校経営課長） 現実にはそうでした。

○質疑（犬童委員） それを3学級にしたということなのかと、今説明を聞くと何かそういうふうにとらえたのですが、そうではなくて2学級を対象とするということかということ、必ずしもそうではないのですか。

○答弁（学校経営課長） ちょっと言い方が悪くてすみません。適正規模化の対象は3学級以下という基本的な考え方は変わっておりません。そして、その中で学級規模ごとの統廃合の考え方を示しております。1学級の場合はこういう観点を重視する、それから2とか3はこういう観点を重視するというを示しております。もちろん大きな規模のところも別の観点で統合するというのを言っていますけれども、今御指摘の小規模校の関係では3学級というのは変わっておりませんが、現実には統廃合ということをやってきたのは1学級が中心であったということでもあります。

○要望・質疑（犬童委員） よくわかったとは言えませんが、地域や過疎の問題を含めて、学校の閉鎖とか統廃合に非常に敏感になっていますので、そのために資料を公にされたということで、それは評価するのですが、やはり地域の実情なりそういうものを十分考慮して慎重にしていってほしいという考えを持って、それは過疎地域でも子供の教育はできるという状況をつくっていかねばいけませんので、幾ら過疎対策を知事が叫ばれても、現実に子供の教育ができなければ当然ながら親子ともどもまちへ引っ越すというのが現実に出ているわけですから、そこら辺はぜひ慎重な取り組みをこれからもお願いしたいと思います。

次は、インフルエンザ対策の方針を出しているわけですが、もちろん子供たちの多い学校というのは敏感に対応されると思うのですが、現況と、そして文科省か、あるいは厚生労働省ですか、地域で新型インフルエンザが出てきた場合には地域全体を休校にするという検討を進めているのですが、広島県教委として、この新型インフルエンザ対策としての検討とか一定の方針というものは何か考えがあるわけですか。

○答弁（指導第三課長） 新型インフルエンザの発生及びその蔓延によりまして、県民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念されているところでございます。新型インフルエンザへの適切な対応につきましては、保健所や医療機関と連携した蔓延防止対策、児童生徒への出席停止の措置など研修会や通知等により県立学校及び市町教育委員会を指導しているところでございます。

また、学校保健法施行規則の改正を受けまして、去る5月30日付の通知におきまして、新型インフルエンザ感染症が発生した場合に蔓延防止を図るために、速やかに出席停止等の措置を適切に講じるよう関係者に改めて通知をしたところでございます。

県教育委員会といたしましては、引き続き国や県の関係部局と連携いたしまして新型インフルエンザに関する情報の収集や提供に努め、学校が適切な対応をとることができるように取り組んでまいりたいと考えております。

○要望・質疑（犬童委員） 政府の方も具体的にはまだこれから基準や方策を出してくると思いますので、この辺は十分お願いしたいのですが、同時に子供たちに、また保護者にもこの問題についてはきちんと説明しておかないといけないのではないかと思います。そこら辺も今後の課題として、ぜひ保護者や子供を対象として理解を

深めていくということをお願いしたいと思います。

最近、教職員の不祥事件というのがよくあります。こういう処分をしましたということで、もうしょっちゅうファクスで送ってこられる。どうなのですか、この一連の不祥事件というのは内容を含めてどの程度発生して、どういう処分をされたか、措置をされたか、ひとつお聞かせ願いたい。

もう一つは、こういう不祥事件が起きた場合に、学校全体で、教職員以外を含めてこういった事例を徹底的に議論する場があるのかどうか。例えば、事故や事件が起きた場合、各企業だったら各職場で何でそういう事件・事故が起きたのかということ論議するわけです。県教委の学校で教職員や臨時職員を含めて、なかなか後を絶たないので、それについてちょっとお聞きしたいと思います。

○答弁（教職員課長） 委員御指摘の教職員の不祥事の件数でございますが、11月27日現在の今年度の件数は、県教育委員会全体といたしましては26件の懲戒処分の案件がございます。昨年同時期におきましては29件でございます。件数としては少なくなっておりますけれども、依然としてこういった不祥事が後を絶たないということは大変遺憾なことであると感じております。

不祥事が起きた場合には、各委員、それからマスコミにも公表資料をお渡ししているところでございますけれども、学校に対しまして懲戒処分の内容や事件の概要についてはお知らせをした上で、その事件の背景、それから不祥事の根絶に向けた周知を各学校においてするように指導しております。

また、教職員の不祥事の根絶という研修資料も各学校に配付しておりまして、その中では自分のこととして考えるようなポイントであるとかチェック項目というものをつけておりまして、ふだんの学校における取り組みの中でみずからチェックしていただく、学校としてもしっかりと対策をとっていただくというようなことをしっかりやっているものでございます。

また、今回、臨時的任用職員が連続して逮捕される、そして処分に至るというようなことがございまして、そういったことは非常に大変重く受けとめておりまして、そのことにつきましては県教育委員会といたしましては臨時的任用職員を対象といたしました研修会を速やかに実施しようということで、今準備を進めているところでございます。

○質疑（犬童委員） 不祥事件の内容を大体分類するとどうということになりますか。

○答弁（教職員課長） 若干細かくなってしまうのですが、今年度におきましては交通事故によるものが5件、体罰によるものが5件、わいせつ、セクハラに関するものが3件、その他の案件として12件でございます。

○質疑（犬童委員） 文教委員会でこういう問題を私らも余り細かく取り上げることを遠慮するというのではないですが、私はどうも最近、そういう意味ではストーリーだったりセクハラだったり、交通事故というものもあるわけですが、体罰とか、過去10年なら10年、5年なら5年さかのぼって皆さんでやはり事件を分析

して、そして本当に各学校でそういう事件や事故が起きたときに県教委全体でどれだけ議論をされているのか、現場を含めて、それが本当にされてきたのかどうかというものの総点検をしていく必要があると思うのです。何も県教委だから特にという言い方をするのも大変どうかと思うのですけれども、子供たちを教育していく、やはり県民の模範となる立場の職場で、あるいはそういう教職員の中でこういう問題が起きてくるのが、後を絶たないということは、私は県教委の対応にも問題があるのではないかと思います。どうもあなた方は事件が起きてこう処分しましたと報告するだけで、議会にも報告さえすればいいのだと、そこで終わっているのではないかという気がしているわけです。そこら辺は学校として点検とかそういうことをきちんとされているのですか。

○答弁（教職員課長） 不祥事の例えば背景の点検・分析ということでございますけれども、例えば体罰であるとかセクハラについて、特に生徒指導上の問題については学校としての体制、例えば教員が生徒と携帯電話等でやりとりするような関係になっているというようなこともございまして、学校として生徒指導をしっかりしていくという体制、教員に任せっきりになっていたのではないかというような面での点検というのは当然必要でございます。そういったことについては個々の事案に即して各種の研修会であるとか各関係の会議がございまして、その事件の背景について御説明するとともに、各学校においても事案に即して各教員が自分のこととして取り組む、しかもそのことについては学校としてもしっかり取り組むという対応をしていただくような指導等をしているところでございます。

○要望・質疑（犬童委員） 個人として問題を起こしたら、その教員個人の問題として片づける、学校としてもこういう問題、特にセクハラだとか、あるいはわいせつな問題についてはその先生だけの問題としてお互いがタッチしない、そういう風潮というのが私は職場にあるのではないかと思います。あれはあの先生だけが特別な、ああいう性格でやったことだということで片づけていったらいけないのではないかと思います。だから今、あなたが言われたようにきちんとされていけば私は問題は発生しなくなると思うのですけれども、そういうことをやはり教職員の皆さんが職場の中で、個人ではなくて職場全体の中でどこか問題がないか、お互いに未然に防ぐ、そういうことがきちんとできていないところを私は反省してもらいたいと思いますし、ぜひ個人の問題から組織全体の問題としてきちんと取り扱ってもらいたいと思います。できたら次の機会にこの数年ぐらいいさかのぼって今まで起きたそういう不祥事件がどういうことになってどういう分類になっているということを報告してもらいたい。

最後に、教育長、この問題についてあなたはどのようなふうに対応していかれるのか、お考えを聞かせてもらいたいと思います。

○答弁（教育長） ここ数年来、本当に不祥事が多くて御心配をおかけてしておりますが、その中の幾つか分析をした中で手を打ちましたのは、例えば教職員が児童生徒、

とりわけ中学校、高校ですが、わいせつ性という部分で対応したのは、先ほど説明しました携帯電話で2人間の密室関係が生じているということもある程度掌握できましたので、それぞれの校長なり教育委員会、また私が直接PTAの方にも呼びかけましたけれども、子供たちと教員が携帯電話で連携をとることのないように、必ず保護者を經由するようという指導を出したわけでございます。

また、もう一つは、酒気帯び運転が一昨年来多かったわけですが、このことの防止対策としては、学校が主催しております忘年会とか歓送迎会、そういうときには車で来ている者は飲んでいないか、飲んでいたら車を置いて帰るようというのを必ず校内で徹底するような具体的方策を実施しているところでございます。

また、幾つか続けて起こっているのではないかという事案もございまして、不祥事をした状況については校長がかわる場合、もしくは職員が転勤する場合にはその申し継ぎをするようにしているところでございます。

こういう形で一つの傾向として手が打てるところは着実に打ってきておりますが、基本的にはやはり教職員の意識に求めるものが一番大きなところもございまして、これは昨年のこのごろですが、緊急メッセージを出しましたが、一番のフレーズとして、「子供たちは私たちの姿を見て育ちます」ということで、教員の意識をここに持っていかせるように指導しているところでございます。

(4) 閉会 午前11時32分